

2025年3月7日

(電子提供措置開始日 2025年3月3日)

株主各位

第26期定時株主総会招集ご通知に際しての
電子提供措置事項
(法令及び定款に基づく交付書面記載省略分)

法令及び当社定款第20条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

1. 事業報告の以下の事項

- (1) 財産及び損益の状況の推移
- (2) 主要な事業内容
- (3) 主要な事業所
- (4) 従業員の状況
- (5) 主要な借入先の状況

2. 会社の株式に関する事項の以下の事項

- (1) 発行可能株式総数
- (2) 発行済株式の総数
- (3) 株主数
- (4) 大株主

3. 会社の新株予約権等に関する事項の以下の事項

- (1) 当事業年度の末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況
- (3) その他新株予約権等の状況

4. 会社役員に関する事項の以下の事項
 - (1) 責任限定契約の内容の概要
 - (2) 社外役員に関する事項
5. 会計監査人の状況の以下の事項
 - (1) 会計監査人の名称
 - (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - (3) 非監査業務の内容
 - (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
6. 会社の体制及び方針の以下の事項
 - (1) 業務の適正を確保するための体制
 - (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針
 - (4) 会社の支配に関する基本方針
7. 連結計算書類の以下の事項
 - (1) 連結貸借対照表
 - (2) 連結損益計算書
 - (3) 連結株主資本等変動計算書
 - (4) 連結注記表
8. 計算書類の以下の事項
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 株主資本等変動計算書
 - (4) 個別注記表
9. 監査報告書の以下の事項
 - (1) 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
 - (2) 計算書類に係る会計監査人の監査報告
 - (3) 監査役会の監査報告

株式会社メタプラネット

1. 事業報告

(1) 財産及び損益の状況の推移

期別 項目	第23期 (2021年12月期)	第24期 (2022年12月期)	第25期 (2023年12月期)	第26期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	518,451	366,121	261,633	1,062,283
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	△1,230,727	△836,658	△414,710	5,993,193
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△)(千円)	△737,240	977,845	△683,923	4,439,843
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)(円)	△128.97	171.03	△62.93	226.65
総資産(千円)	13,091,183	5,357,296	1,666,137	30,325,812
純資産(千円)	△373,414	617,518	1,152,087	16,965,842
1株当たり純資産額(円)	△66.60	107.20	98.56	468.30

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）の適用に伴い、「財産及び損益の状況の推移」に記載されている第24期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の状況となっております。
4. 2024年6月5日開催の臨時株主総会決議により、2024年8月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しており、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、第23期（2021年12月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。

(2) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

名称	区分に属する主要な事業内容
ビットコイントレジャリー事業	ビットコイン関連事業
ホテル事業	ホテルの運営事業

(3) 主要な事業所（2024年12月31日現在）

本社 東京都港区六本木六丁目10番1号
事業所 東京都品川区西五反田一丁目9番3号

(4) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
営業部門	12 (-) 名	1名
全社	5 (-) 名	3名
合計	17 (-) 名	4名

(注) 従業員数は就業員数であり、アルバイト等の臨時雇用者数は()内に派遣社員を除いた年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5 (-) 名	3名	52.7歳	1.0年

(注) 従業員数は就業員数であり、アルバイト等の臨時雇用者数は()内に派遣社員を除いた年間の平均人員を外数で記載しております。

(5) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

(単位：株)

種類	発行可能株式総数
普通株式	145,000,000

(2) 発行済株式の総数

(単位：株)

種類	発行済株式の総数
普通株式	36,172,536

(注) 発行済株式の総数は自己株式(95,798株)を控除しております。

(3) 株主数

普通株式 47,292名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
	普通株式	
INTERACTIVE BROKERS LLC	3,551,447	9.82
SPENCER DAVID JONATHAN	1,500,000	4.15
MMXX VENTURES LIMITED	1,445,450	4.00
GEROVICH SIMON	1,411,640	3.90
楽天証券株式会社	1,409,500	3.90
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,391,500	3.85
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	1,320,429	3.65
UBS AG SINGAPORE	1,140,840	3.15
衛藤バタラ	750,000	2.07
BNYM SA/NV FOR BNY M FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	347,134	0.96

(注) 持株比率は自己株式(95,798株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

① 【ストックオプション制度の内容】

・第10回新株予約権

決議年月日	2022年12月28日取締役会決議 2023年2月7日臨時株主総会承認
付与対象者の区分及び人数（名）※	当社取締役 2 当社従業員 3
新株予約権の数（個）※	当社取締役 356,000 当社従業員 104,000 総数 460,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	105,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 4,600,000
新株予約権の払込金額（円）※	1個あたり金 18
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	468,280,000 内訳： 新株予約権の発行に際して払込まれる額： 8,280,000 新株予約権の行使に際して払込まれる額： 460,000,000
新株予約権の行使期間 ※	2026年2月8日（当日を含む。）から 2033年2月7日（当日を含む。）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 460,000,000 資本組入額 230,000,000 下記（注）7. 参照。
新株予約権の行使の条件 ※	下記（注）4. 参照。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	下記（注）8. 参照。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	該当事項はありません。

※ 当事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。2024年6月28日開催臨時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されており、株式併合の効力発生日（2024年8月1日）をもって10株を1株に株式併合しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は4,600,000株（本新株予約権1個あたり10株（以下、「割当株式数」という。））とする。

なお、本新株予約権の割当日の翌日以降に当社の完全希薄化後発行済株式総数（以下に定義する。）が変動する場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝新完全希薄化後発行済株式総数×0.2

「完全希薄化後発行済株式総数」とは、当社の発行済株式総数に当社が発行し残存している取得請求権付株式、取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）であってその取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるもの及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（本新株予約権を除く。）の目的となる当社普通株式の総数を加えたものをいう。

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する株式当社普通株式を処分することをいう。（以下同じ）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、100円とする。

3. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

4. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 本新株予約権にかかる新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下に掲げる各期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各期間につき以下に掲げる割合を限度として（ただし、発行会社の取締役会の決議による承認を得た場合はこの限りではなく、またかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てる。）本新株予約権を行使することができる。

① 2026年2月8日から2027年2月7日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の1/3まで

② 2027年2月8日から2028年2月7日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の2/3まで

③ 2028年2月8日から本新株予約権の行使期間の終期まで

当該本新株予約権者が保有するすべての本新株予約権

5. 新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権者につき以下の事由が生じた場合は、当該本新株予約権が保有する全て

の本新株予約権を、1個当たり、①当該取得の対象となる本新株予約権の数（以下「取得対象新株予約権数」という。）が第12項第2号に従い行使が未だ可能となっていない当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の数（以下「行使不能新株予約権数」という。）以下の場合には無償、②取得対象新株予約権数が行使不能新株予約権数を超過する場合には12.6円（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

- (1) 当該本新株予約権者が当社またはその子会社（以下「発行会社等」という。）の取締役、監査役または従業員ではなくなったとき。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除く。
- (2) 当該本新株予約権につき以下の事由があったとき。
 - ① 法令または発行会社等の内部規定に対する重大な違反行為
 - ② 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ③ 当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しましたは就任することを承諾した場合

6. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

10. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

11. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合は、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

②【その他の新株予約権等の状況】

・第12回新株予約権

決議年月日	2024年11月28日取締役会決議	
新株予約権の数（個）※	EVO FUND 総数	29,000 29,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式	2,900,000
新株予約権の払込金額（円）※	1個あたり金	614
新株予約権の発行時の払込金額（円）※		17,806,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※		9,535,200,000
新株予約権の行使期間 ※	2024年12月17日（当日を含む。）から2025年6月16日	
新株予約権の行使の条件 ※	下記（注）2. 及び3. 参照。	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	該当事項はありません。	

※ 当事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、3,288円とする。

2. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、2025年1月7日以降（当日を含む）に初回の修正がされ、以後1取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ11連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、売買高加重平均価格（VWAP）が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の97%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも売買高加重平均価格（VWAP）が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、いずれかの価格算定期間内の取引日に第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）は当該事由を勘案して調整される。
- (2) 「下限行使価額」は当初1,500円とする。下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{既発行普通株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を

条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役ドリュー・エドワーズ氏、取締役桑島 浩彰氏、取締役マーク・ユスコ氏、取締役タイラー・エヴァンス氏、取締役ベンジャミン・ツァイ氏、取締役衛藤 バタラ氏及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりあります。

- ・取締役及び監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないとき限りとする。

(2) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は、第26期定時株主総会招集ご通知 事業報告 2. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役に関する事項（2024年12月31日現在）に記載のとおりであります。

重要な兼務先と当社との間に、開示すべき特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	社外取締役及び社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 ドリュー・エドワーズ	当事業年度開催の取締役会27回のうち25回に出席いたしました。日本株に投資する株式ファンド長年にわたり率いてきた経験より、日本企業への投資による豊富な経験と知見から、議案、審議等につき必要な助言を適宜行っております。
社外取締役 桑島 浩彰	2024年3月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会22回のうち21回に出席いたしました。企業経営及び学術分野において20年以上にわたる豊富な経験と知見から、議案、審議等につき必要な助言を適宜行っております。
社外取締役 マーク・ユスコ	2024年6月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会14回のうち11回に出席いたしました。経済動向に対する洞察力と、ビットコインおよびその他の暗号通貨を多様化した投資戦略の一部として推奨する姿勢は、日本企業への投資による豊富な経験と知見から、議案、審議等につき必要な助言を適宜行っております。
社外取締役 タイラー・エヴァンス	2024年6月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席いたしました。ビットコイン及び資産管理分野での重要な貢献とリーダーシップがあり、ビットコイン業界に関する深い知識と戦略的ビジョンは、当社の取締役会にとって非常に貴重なものとなると期待されています。
社外取締役 ベンジャミン・ツァイ	2024年6月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席いたしました。金融及びデジタル資産分野での豊富な経験とリーダーシップがあり、戦略的ビジョンと包括的な業界経験は、当社の取締役会にとって非常に貴重なものとなることが期待されています。

会社における地位	社外取締役及び社外監査役に期待される役割に関する行った職務の概要
社外取締役 衛藤 バタラ	2024年6月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席いたしました。インドネシアと日本のスタートアップを支援するトップベンチャーキャピタル企業である East Ventures でのリーダーシップは、技術進歩を推進するための戦略的ビジョンと専門知識をさらに強調しています。豊富な経験と洞察力は、議案、審議等につき必要な助言を適宜行っております。
社外監査役 高柔 昌也	当事業年度開催の取締役会27回のうち25回及び監査役会10回のうち全てに出席いたしました。財務及び会計に関する豊富な経験と知見をもとに、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜必要な助言を行っております。
社外監査役 大橋 俊明	当事業年度開催の取締役会27回のうち27回及び監査役会10回のうち全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な助言を行っております。
社外監査役 保田 志穂	当事業年度開催の取締役会27回のうち26回及び監査役会10回のうち全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な助言を行っております。

(注) 社外取締役であったジェイソン・ファング氏は2024年10月15日付で辞任及びデビッド・スペンサー氏は2024年12月18日付で退任しております。

会社における地位	社外取締役及び社外監査役に期待される役割に関する行った職務の概要
社外取締役 ジェイソン・ファング	2024年6月28日就任以降、2024年10月15日付で辞任するまでの当事業年度開催の取締役会14回のうち5回に出席いたしました。豊富な経験と知見から、議案、審議等につき必要な助言を適宜行って頂きました。
社外取締役 デビッド・スペンサー	2024年12月18日付で退任するまでの当事業年度開催の取締役会24回のうち11回に出席いたしました。長年に渡り、豊富な経験と知見から、議案、審議等につき必要な助言を適宜行って頂きました。

- ③ 当社親会社及び親会社の子会社から役員として受けた報酬等の総額
該当する事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人やまぶき

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額			当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
会計監査人	監査業務	非監査業務	
監査法人やまぶき	25,200千円	-	25,200千円
計	25,200千円	-	25,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、監査業務に係る報酬額についてはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案することを審議いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての内容の概要は、次のとおりであります。

① 当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するためには以下のような取り組みを行っており、今後ともこれに係る体制の整備を図っていくものとする。

a. 当社の取締役は、高い倫理観をもち、法令及び定款その他内規程の遵守はもとより、経営の健全性と透明性を高めるための体制の構築について率先して行動を行い、当社及び当社グループの構成員に向けて適切な指揮、指導を行う。

b. 当社の取締役により構成される取締役会は、当社所定の「取締役会規則」に基づき、法令及び定款に基づいた適正な運営を行う。

c. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、これらの活動を助言しないこととしている。この基本的な考え方を業務規程の反社会的勢力対応規程に明記し、当社はじめグループ各社役職員に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関、警察及び弁護士等専門機関との連携を深め、情報収集に努めている。また、方が一反社会的勢力から脅威を受けたり被害を受けるおそれのある場合には、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。

② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するためには以下のような取り組みを行っており、今後ともこれに係る体制の整備を図っていくものとする。

a. 当社は、社長直轄の内部監査人を設け、内部監査担当者及び監査役と協力して内部監査の強化を図っております。

内部監査人は、当社の内部監査システムにおいて、コンプライアンス及び内部統制の観点から、モニタリング、指導、助言を行う重要な機能を担う。内部監査人は、当社所定の「内部監査規程」に基づき、年度スケジュールにしたがって子会社を含めた各部署の内部監査を実施し、法令及び定款その他内規程等の遵守についての指導を継続的に行い、コンプライアンス及び内部統制が組織として機能していることの検証を実践する。

b. コンプライアンス及び内部統制に係る業務指針となる社内規程については、関係法令の改正などに合わせ隨時加筆修正を行う。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要文書等の情報の取り扱いは、取締役1名を担当責任者とし、「文書管理規程」「情報管理規程」等の社内規程に従い、適切に保存及び管理を行うものとする。

また、当該業務を内部監査部門による内部監査の対象とし、業務の適正性確保のための継続的なモニタリングを行うものとする。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に伴う様々なリスクへの対応について、以下のような取り組みを行っており、今後ともこれに係る体制の整備を図っていくものとする。

- a. 社内規程等において、取締役及び使用人が適正なリスク管理の考え方に基づく行動をとるよう定め、これの遵守状況を内部監査人が監視、監督する体制を構築する。
- b. 重要なリスク情報は、月1回の定期取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会に報告される。また、取締役ほか幹部社員で構成される幹部会においても、リスク情報について情報交換及び議論を行うことにより、リスク管理体制の強化を図る。
- c. 会社法務等に実績ある法律事務所と顧問契約を結び、随時法律顧問として法律問題全般にわたりアドバイスを適時受けられる体制を設ける。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な経営課題にあたって、取締役会における議論に先立ち、幹部社員で構成される幹部会などを通じて活発に意見交換を行うなど、現場の業務執行について経営陣が迅速に情報共有、意思決定を行うことのできる体制の整備を図っていくものとする。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社における内部統制システムを構築し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化等を効率的に行われる体制を整備する。また、グループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ会社全体とする。

- a. 当社は、子会社等に対する全般的な管理方針、管理組織について「関係会社管理規程」として定め、これに従って子会社等に関する業務の円滑化及び管理の適正化を図る。
- b. 当社所定の内部監査について、子会社を監査対象として含め、当社同様の内部監査体制を整備する。
- c. 当社監査役は、定期的なヒアリング、重要な会議への出席などにより、子会社の業務執行に係る厳正な監査を行う。
- d. 子会社及び関連会社を集めた月次の関連会社会議を開催し、会計情報のほか、事業の概況及び展望についての情報共有に努める。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
当社は、現在、監査役の職務を補助する使用人を置いていないが、今後以下の方針により、当該使用人の設置を検討する。

- a. 監査役が監査業務を遂行するにあたって、その職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、当社は、その妥当性を考慮した上で、これを置くことを認める。
- b. 上記の場合に、監査役が指定する補助すべき期間中、指名された使用人への指揮権ほか、当該使用人の処遇、待遇等に係る権限を監査役会に委譲するものとし、当該使用人は取締役の指揮命令を受けない。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役機能の重要性を強く認識し、当社の業務執行について厳正な監査を実施すべく、以下の取り組みを通じて、社内の重要事項についての報告を受けるべき体制の整備を図っていくものとする。

- a. 監査役は、全ての取締役会及び重要な会議に随時出席し、また必要に応じて各取締役とのヒアリングを実施することにより、取締役会及び各取締役の職務執行について随時報告及び情報提供を受ける。
- b. 監査役は、会計監査人と、毎年の監査スケジュールに合わせて定期的に意見交換を行うなど、重要な会計方針、会計基準及びその変更など、会計上の重要な課題について随時報告及び情報提供を受ける。
- c. 監査役は、内部監査部門と内部統制システムに係る活動状況について、適宜意見交換、情報共有を行い連携を図る。
- d. 監査役のうち1名は常勤とし、日常の業務運営の中で適宜使用人から重要事項の報告を受け付ける。
- e. 上記のほか、取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて、経営上の課題、重大なリスク、子会社に関する重大な事項、重要な会議議事録その他の業務文書等について随時報告及び情報提供を行うものとする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役との対応につき、管理部を所管部門とし、業務運営の状況、重要事項の報告等、緊密に連絡を行うことにより、監査役の円滑な監査業務遂行をサポートするものとする。

当社は、今後とも監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役とが適宜意見交換を行うなどして、必要な環境の整備を図っていくものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役会につきましては、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度において計19回開催いたしました。取締役会では、経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、事業活動に伴うリスク等に関する情報を共有し、グループ全体の業務執行状況の監視・監督の役割を適切に果たしております。
- ・監査役会につきましては、監査役監査の他、管理職者との面談や取締役会への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンス体制の監視・監督を行っております。また、内部監査人及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。
- ・当社は、独立した内部監査部門として、社長直属の内部監査人を配置しております。内部監査人は、年度スケジュールに従って子会社を含めた各部署の内部監査を実施し、法令及び社内規程等の遵守についての指導を継続して行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策の一つと認識しており、収益力の向上・財務体質の改善を図りながら長期的かつ安定した配当及び利益還元をおこなうことを基本方針としております。

配当の決定機関及び回数につきましては、株主総会の決議により期末において年1回実施することを基本方針とし、業績等に応じて、取締役会の決議により中間配当を実施することとしております。

当期の配当につきましては、上記基本方針に基づき無配とすることを決定いたしました。内部留保資金につきましては、有効投資してまいります。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について特に定めておりません。

7. 連結計算書類

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【2,685,494】	【流動負債】	【11,393,943】
現金及び預金	294,222	1年内償還予定の社債	11,250,000
売掛金	32,140	未払法人税等	19,338
原材料及び貯蔵品	479	その他の	124,605
預け金	2,322,129		
その他の	42,590	【固定負債】	【1,966,026】
貸倒引当金	△6,067	退職給付に係る負債	7,936
【固定資産】	【27,525,500】	繰延税金負債	1,958,090
(有形固定資産)	(975,411)	負債合計	13,359,970
建物及び構築物(純額)	106,281		
土地	866,619	純資産の部	
その他の(純額)	2,510		
(無形固定資産)	(76,730)	【株主資本】	【16,939,756】
その他の	76,730	(資本金)	(0)
(投資その他の資産)	(26,473,358)	(資本剰余金)	(8,175,931)
ビットコイン	26,348,999	(利益剰余金)	(9,012,687)
繰延税金資産	5,678	(自己株式)	(△248,862)
その他の	478,443		
貸倒引当金	△359,762	【新株予約権】	【26,086】
【繰延資産】	【114,817】	純資産合計	16,965,842
株式交付費	114,817	負債・純資産合計	30,325,812
資産合計	30,325,812		

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 上 高			1,062,283
売 上 原 価			66,094
売 上 総 利 益			996,188
販売費及び一般管理費			645,784
営 業 利 益			350,403
営 業 外 収 益			
ビ ッ ト コ イ ン 評 價 益	5,457,619		
そ の 他	193,202		5,650,822
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	1,602		
株 式 交 付 費 償 却	6,429		8,032
経 常 利 益			5,993,193
特 別 利 益			
債 务 免 除 益	400,591		400,591
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			6,393,785
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,530		
法 人 税 等 調 整 額	1,952,411		1,953,941
当 期 純 利 益			4,439,843
親会社株主に帰属する当期純利益			4,439,843

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位 : 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年1月1日残高	575,000	△2,512,667	3,207,328	△139,463	1,130,197
連結会計年度中の変動額					
減 資	△6,329,525	6,329,525			—
欠 損 填 補		△1,395,452	1,395,452		—
新 株 の 発 行	5,754,525	5,754,525			11,509,051
親会社株主に帰属する当期純利益			4,439,843		4,439,843
自己株式の取得				△109,399	△109,399
連結除外による利益剰余金の減少額			△29,936		△29,936
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	△575,000	10,688,598	5,805,359	△109,399	15,809,558
2024年12月31日残高	0	8,175,931	9,012,687	△248,862	16,939,756

(単位 : 千円)

	新株予約権	純資産合計
2024年1月1日残高	21,890	1,152,087
連結会計年度中の変動額		
減 資		—
欠 損 填 補		—
新 株 の 発 行		11,509,051
親会社株主に帰属する当期純利益		4,439,843
自己株式の取得		△109,399
連結除外による利益剰余金の減少額		△29,936
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,196	4,196
連結会計年度中の変動額合計	4,196	15,813,754
2024年12月31日残高	26,086	16,965,842

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社数	3社
連結子会社の名称	チューン那覇匿名組合 株式会社メタマーケット ウェン東京株式会社

(2) 連結の範囲変更

株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパン

上の1社に付きましては、株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパン
に付きましては、2024年6月5日付で破産手続開始決定がされたことに伴い、
連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
原材料及び貯蔵品 主として総平均法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物及び構築物…………… 3～39年
その他…………… 2～18年
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
当社グループの収益および費用の計上基準は、事業ごとの特性に応じて適切に定めております主要な事業ごとの計上基準は以下のとおりであります。
- ① ビットコントレジャリー事業
本事業においては、プットオプション取引を通じて収益を得ております。収益は、オプションプレミアムの受領時または契約条件に基づく適切な時点で計上いたします。一方、当該取引に関連する費用については、発生時に費用として認識いたします。
- ② ホテル事業
当社グループは、主に宿泊及びこれに付随するホテルサービスを国内外の顧客に対して提供しており、顧客にサービスを提供した時点及び商品を引き渡した時点でこれらの履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繼延資産の処理方法

株式交付費 株式交付費は3年間の定額法によって償却しております。

(追加情報)

従来は株式交付費を一時の財務基盤増強や運転資金の確保のための資金調達のための増資であったことから支出時に全額費用として処理しておりましたが、当連結会計年度より、定額法（3年）により償却しております。これは、当連結会計年度の株式交付においては、長期的な財務基盤の強化及びビットコインを実際に長期保有することを増資の目的としていることによるものであります。

② 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付見込額に基づき当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

③ 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

【会計方針の変更に関する注記】

該当事項はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで独立掲記しておりました「有形固定資産」の「建設仮勘定」（当連結会計年度940千円）は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「有形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「投資有価証券」（当連結会計年度73,654千円）及び「長期貸付金」（当連結会計年度0千円）は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで独立掲記しておりました「流動負債」の「未払金」（当連結会計年度45,278千円）は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取利息」（当連結会計年度59千円）及び「為替差益」（当連結会計年度190,182千円）は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

【会計上の見積りに関する注記】

(固定資産の評価に関する会計上の見積り)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	975,411千円
--------	-----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、ホテル事業を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社費用配賦後のホテル業の営業損益が2期連続してマイナスとなった場合等に減損の兆候を識別しております。また、減損の兆候に該当したホテル事業について、当該ホテル事業から得られる割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該ホテル事業に係る固定資産の帳簿価額を下回る場合に、その回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額）が固定資産の帳簿価額を下回る金額を減損損失としております。この回収可能価額のうち使用価値は、ホテル事業の割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいており、正味売却価額は、社外の専門家による不動産鑑定評価額等に基づく価額を基礎として算定しております。当連結会計年度において使用価値が固定資産の帳簿価額を下回ったものの、正味売却価額が固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失を計上しておりません。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

正味売却価額の算定における主要な仮定には、割引率、客室単価、稼働率、賃料、不動産市況の動向等を勘案の上策定されております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づいており、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、固定資産の評価金額に重要な影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ①担保に供している資産

建物及び構築物（純額）	106,281千円
土地	866,619千円
合計	972,900千円
 - ②担保にかかる債務

1年内償還予定の社債	1,750,000千円
合計	1,750,000千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 277,437千円
3. 保証債務

第3回普通社債（保証付）EVO FUNDに対して発行した社債であり、当社代表取締役社長であるサイモン・グロヴィッチによる保証が付されております。

本保証契約に基づき現在及び将来発生する社債権者の保証人に対する一切の金銭債権を担保するために、当社の完全子会社であるウェン東京株式会社が保有するホテルロイヤルオーク五反田の土地及び建物に、第一順位抵当権が設定されています。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	114,692,187	85,099,116	163,522,969	36,268,334
合 計	114,692,187	85,099,116	163,522,969	36,268,334
自己株式				
普通株式	21,725	95,013	20,940	95,798
合 計	21,725	95,013	20,940	95,798

(注) 2024年6月28日開催臨時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されており、株式併合の効力発生日（2024年8月1日）をもって10株を1株に株式併合しております。これに伴い発行済株式総数が163,522,969株減少しております。

また、2022年12月28日開催取締役会において、第9回新株予約権を発行することを決議し、当連結会計期間で67,000,000株を行使しております。これに伴い発行済株式総数が67,000,000株増加しております。また、2024年8月6日開催取締役会において、第11回新株予約権を発行することを決議し、当連結会計期間で18,099,116株を行使しております。これに伴い発行済株式総数が18,099,116株増加しております。

2. 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 2,900,000株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に設備投資を含めた事業計画遂行のための、必要な資金（主に銀行等借入や新株式の発行等）を調達しております。デリバティブについては、借入金利や為替変動リスクを回避する目的以外での投機的な取引を行わない方針であります。

営業債権である売掛金及び長期未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) その他（長期未収入金） 貸倒引当金（※2）	359,762 △359,762	—	—
資産 計	—	—	—

（※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「1年内償還予定の社債」及び「未払金」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）連結貸借対照表において、投資その他の資産のその他に含まれている「長期未収入金」については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※3）市場価格のない株式等は、含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	当連結会計年度
非上場株式	73,654

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のイン

プット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他 (長期未収入金)	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

その他（長期未収入金）

時価は連結決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、レベル2の時価に分類しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 468円30銭

1株当たり当期純利益 226円65銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 187円58銭

(注) 当社は、2024年8月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 4. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

【重要な後発事象】

(第12回新株予約権の行使)

当社が2024年12月16日に発行した、EVO FUNDを割当先とする第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の2025年1月6日において大量行使しております。内容は、以下のとおりお知らせいたします。

1. 銘柄名	株式会社メタプラネット 第12回新株予約権
2. 2025年1月6日からの交付株式数	2,900,000株
3. 2025年1月6日から行使された新株予約権の数及び新株予約権の発行総数に対する行使比率	29,000個 (発行総数 29,000個に対する割合 : 100.0%)
4. 2025年1月6日時点における未行使新株予約権数	29,000個 (2,900,000株)
5. 現時点における未行使新株予約権数	0個 (0株)

※発行総数に対する割合は、小数点第2位を四捨五入しております。

(社債の繰上償還)

当社は、償還期日2025年6月16日を期限とする総額9,500,000,000円の普通社債（第4回普通社債により4,500,000,000円、第5回社債により5,000,000,000円）をEVO FUNDに全額割り当てておりましたが、2025年1月6日、各社債の償還条項に基づき全額繰上償還することとなりました。

1. 株式会社メタプラネット第4回普通社債

- (1) 繰上償還する銘柄：株式会社メタプラネット第4回普通社債
- (2) 繰上償還日 : 2025年1月6日
- (3) 繰上償還額 : 4,500,000,000円
- (4) 繰上償還金額 : 各本社債の金額100円につき金100円
- (5) 繰上償還理由 : 第12回新株予約権の行使によって調達した資金
- (6) 債還資金 : 手元資金により償還いたします。
- (7) 繰上償還による支払利息の年間減少額 : 0円（無利息）

(参考情報)

- ・従来の償還期限 : 2025年6月16日

2. 株式会社メタプラネット第5回普通社債

- (1) 繰上償還する銘柄：株式会社メタプラネット第5回普通社債
- (2) 繰上償還日 : 2025年1月6日
- (3) 繰上償還額 : 5,000,000,000円
- (4) 繰上償還金額 : 各本社債の金額100円につき金100円

- (5) 線上償還理由 : 第12回新株予約権の行使によって調達した資金
(6) 償還資金 : 手元資金により償還いたします。
(7) 線上償還による支払利息の年間減少額 : 0円（無利息）
(参考情報)
・従来の償還期限 : 2025年6月16日

（第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結）

当社は、2025年1月28日開催の取締役会決議において、EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「割当予定先」又は「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として割当予定先との新株予約権買取契約（以下「本買取契約」といいます。）の締結を下記の通り決議しました。

なお、2025年2月17日付で第13回乃至第17回新株予約権の払込を受けております。

1. 募集の目的及び理由

今回の調達資金の大半は、ビットコインの購入に戦略的に割り当てる予定です。当社は、2024年4月8日付「ビットコインの購入に関するお知らせ」にて開示のとおり、ビットコインを当社の資金管理戦略の一環として保有していくことを決定いたしました。また、2024年5月13日付「メタップラネットの財務管理の戦略的転換およびビットコインの活用について」及び2024年12月18日付「ビットコイントレジャリー事業の開始に関するお知らせ」にて開示のとおり、ビットコインファースト、ビットコインオンリーのアプローチを明確に優先し、戦略的な財務選択肢として長期負債と定期的な株式発行を活用して、弱まる円を保持する代わりにビットコインを継続的に増やすことを当社の主力事業として位置づけ、遂行していくことを明確にしております。

今後も、当社はビットコイントレジャリー企業として、日本におけるビットコイン領域での先駆者の立場を自覚しながら、可能な限りにおいて日本円を調達し、その資金をビットコインに置き換えることで資産価値を保全するという役割を担いながら、ビットコインの保有枚数を積み上げていく予定です。2025年1月にビットコイン価格が史上最高値を更新するなど、ビットコインの価値はますます高まるばかりです。一方で、我が国の通貨である日本円はその価値を失い続け、外国為替市場での対米ドルレートは決議時点において再び160円に向かって下落するところまで迫っております。将来の展望は不透明なままです。このような状況下において、ビットコインの保有残高を増す重要性は高まっており、当社はできるだけ早く資金を調達しビットコインを購入していくことが必要であると考え、資金調

達を実施することを決定いたしました。

2. 募集の概要

(1)	割当日	2025年2月17日
(2)	発行新株予約権数	210,000個（新株予約権1個につき普通株式100株） 第13回新株予約権 42,000個 第14回新株予約権 42,000個 第15回新株予約権 42,000個 第16回新株予約権 42,000個 第17回新株予約権 42,000個
(3)	発行価額	総額76,230,000円（第13回新株予約権1個当たり363円、第14回新株予約権1個当たり363円、第15回新株予約権1個当たり363円、第16回新株予約権1個当たり363円、第17回新株予約権1個当たり363円）
(4)	当該発行による潜在株式数	普通株式21,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は2,555円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は21,000,000株あります。
(5)	調達資金の額	116,313,730,000円（注）
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、5,555円とします。 本新株予約権の行使価額は、2025年2月17日以降（当日を含みます。）に初回の修正がされ、以後1取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日（以下「価格算定日」という。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が、上記「(4)当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。）に修正されます。但し、価格算定日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、価格算定日において各本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。

(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
(8)	権利行使期間	第13回新株予約権乃至第17回新株予約権の行使期間は、いずれも2025年2月18日（当日を含みます。）から2027年2月17日までです。
(9)	その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1)資金調達方法の概要」に記載する行使停止条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、ロックアップ及び先買権等を規定する本買取契約を締結する予定です。</p> <p>※ロックアップ</p> <p>当社は、割当予定先又はEVOLUTION JAPAN証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）による事前の書面による承諾を得ることなく、本買取契約の締結日に始まり本新株予約権が残存している間において、当社普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、また当社普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をしても上記の各行為を行わせないものとします。但し、上記の制限は、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、その他適用法令により必要となる場合については適用されません。</p> <p>※先買権</p> <p>当社は、本買取契約の締結日に始まり、本新株予約</p>

		<p>権が残存している間において、割当予定先以外の第三者に対して当社の株式、新株予約権又は新株予約権付社債その他当社の普通株式若しくは種類株式に転換若しくは交換できる証券（以下「本追加新株式等」といいます。）を発行又は交付しようとする場合には（以下かかる発行又は交付を「本追加新株式発行等」といいます。）、EJSに対して、当該本追加新株式発行等を決議する取締役会の日の3週間前までに、当該本追加新株式発行等の主要な条件及び内容（当該本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受契約の条件、引受予定先の名称・所在地を含みますが、これに限られません。以下同じです。）を記載した書面（以下「本通知書」といいます。）により通知しなければなりません。</p> <p>割当予定先は、EJSが本通知書を受領した日（当日を含みません。）から1週間以内に、当該本通知書に記載された条件及び内容により当該本追加新株式等を引き受けるか否かを書面にて通知することとし、割当予定先が当該条件と同一の条件により当該本追加新株式等を引き受ける旨を当社に通知（以下かかる通知を「応諾通知」といいます。）したときは、当社は、割当予定先に対して当該本追加新株式等を発行又は交付するものとし、当該第三者に対して当該本追加新株式等を発行又は交付してはなりません。</p> <p>当社は、割当予定先からの応諾通知を受領しなかつた場合に限り、本通知書により割当予定先に通知された主要な条件及び内容によってのみ、本追加新株式発行等を決議することができます。</p> <p>なお、上記の定めは、以下に規定する各場合には適用されないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当社の役職員、コンサルタント若しくはアドバイザーを対象とするストックオプションを発行する場合、又は普通株式を発行若しくは交付する場合（当該ストックオプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除きます。）において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつその発行株式数が本買取契約締結時点における当社の発行済株式総数の5%未満である場合。 ② 当社が適用法令に従い開示した書類に記載され
--	--	--

		<p>た、本買取契約の締結日時点で既発行の株式（種類株式等で普通株式への転換請求権等を付与されているものを含みます。）、新株予約権又は新株予約権付社債等の行使又は転換の場合において、当該行使又は転換が当該書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われる場合。</p> <p>③ 上記の他、当社とEJSとが、別途先買権の対象外とする旨を書面により合意した場合。</p>
--	--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合並びに当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

(第6回普通社債の発行及び繰上償還)

第6回普通社債（以下「本社債」といいます。）をEVO FUND（以下「社債権者」といいます。）に対して発行することを下記の通り決議し、2月13日付で払込を受けました。

また本社債は、2025年2月18日付で2,000,000,000円及び2025年2月20日付で2,000,000,000円を繰上償還し、完済しております。

1. 本社債の内容

(1)	社債の名称	株式会社メタプラネット第6回普通社債
(2)	社債の総額	金4,000,000,000円
(3)	各社債の金額	金250,000,000円
(4)	利率	本社債には利息を付さない。
(5)	償還金額	各本社債の金額100円につき金100円
(6)	払込期日	2025年2月13日
(7)	償還期日	2025年8月12日
(8)	償還方法	本社債は、上記第7号に記載の償還期日に、その総額を上記第5号に記載の償還金額で償還する。但し、社債権者は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」という。）の1営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができる。また、株式会社メタプラネット第13回乃至第17回新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本社債の発行日以降の累計額から以前に当社が本8号に基づき繰上償還した本社債の額面額の合計額を控除した額が本社債の金額（250,000,000円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の翌取引日（当日を含む。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部につき、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。
(9)	保証の内容	該当事項なし。
(10)	担保の内容	該当事項なし。

(11)	募集の方法	EVO FUNDに全額を割り当てる。
(12)	社債管理者	本社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置しない。
(13)	元利金支払事務取扱場所 (元利金支払場所)	株式会社メタプラネット 東京都港区六本木六丁目10番1号
(14)	振替機関	該当事項なし。

(第7回普通社債の発行)

第7回普通社債（以下「本社債」といいます。）をEVO FUND（以下「社債権者」といいます。）に対して発行することを下記の通り決議し、2月27日付で払込を受けました。

1. 本社債の内容

(1)	社債の名称	株式会社メタプラネット第6回普通社債
(2)	社債の総額	金2,000,000,000円
(3)	各社債の金額	金50,000,000円
(4)	利率	本社債には利息を付さない。
(5)	償還金額	各本社債の金額100円につき金100円
(6)	払込期日	2025年2月27日
(7)	償還期日	2025年8月26日（予定）
(8)	償還方法	本社債は、上記第7号に記載の償還期日に、その総額を上記第5号に記載の償還金額で償還する。但し、社債権者は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」という。）の1営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができる。また、株式会社メタプラネット第13回乃至第17回新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本社債の発行日以降の累計額から以前に当社が本8号に基づき繰上償還した本社債の額面額の合計額を控除した額が本社債の金額（50,000,000円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数

		分の本社債を、当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の翌取引日（当日を含む。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部につき、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。
(9)	保証の内容	該当事項なし。
(10)	担保の内容	該当事項なし。
(11)	募集の方法	EVO FUNDに全額を割り当てる。
(12)	社債管理者	本社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置しない。
(13)	元利金支払事務取扱場所 (元利金支払場所)	株式会社メタプラネット 東京都港区六本木六丁目10番1号
(14)	振替機関	該当事項なし。

(ビットコインの取得)

ビットコインの購入の概要

当社は2025年2月10日に開催された取締役会決議に基づき、社債発行による調達資金をもって、2025年2月17日にビットコインを総額40億円購入いたしました。

また、当社は2025年1月28日に開催された取締役会決議に基づき、第13回新株予約権行使による調達資金をもって、2025年2月20日にビットコインを総額9.9億円及び2025年2月25日にビットコインを総額19.39億円購入いたしました。

(株式分割)

当社は、2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割について決議しております。

1. 株式分割の目的

当社は、2024年8月1日を効力発生日として10株を1株にする株式併合を実施いたしましたが、その後当社株価が大幅に上昇し、現在では当社株式を市場で購入するための最低金額が決議時点において50万円以上となり、投資家の皆様にとっての資金負担が大きい状況となっております。

そこで、株式分割により投資単位当たりの金額を引き下げるこによつて、当社株式のさらなる流動性の向上と投資家層の拡大をはかり、株主様とより広くつながっていくことを目指してまいります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年3月31日（月）を基準日として、同日における最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式1株につき10株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	39,168,334株
今回の分割により増加する株式数	352,515,006株
株式分割後の発行済株式総数	391,683,340株
株式分割後の発行可能株式総数	1,450,000,000株

(注)本取締役会の決議日から株式分割基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日	2025年3月3日（月）（予定）
基準日	2025年3月31日（月）
効力発生日	2025年4月1日（火）

（第13回新株予約権の行使）

当社が2025年2月17日に発行した、EVO FUNDを割当先とする第13回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の2025年2月18日から2月27日までの期間において大量行使しております。内容は、以下のとおりお知らせいたします。

1. 銘柄名	株式会社メタプラネット 第13回新株予約権
2. 2025年2月18日からの交付株式数	1,191,000株
3. 2025年2月18日から行使された新株予約権の数及び新株予約権の発行総数に対する行使比率	11,910個 (発行総数 42,000個に対する割合 : 28.36%)
4. 2025年2月17日時点における未行使新株予約権数	42,000個 (4,200,000株)
5. 現時点における未行使新株予約権数	30,090個 (3,009,000株)

※発行総数に対する割合は、小数点第2位を四捨五入しております。

6. 2025年2月18日からの行使状況

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新 株予約権の 個数 (個)
	新株 (株)	移転自己 株式 (株)		
2025年2月18日 (火)	345,000	—	6,040	3,450
2025年2月19日 (水)	155,000	—	6,030	1,550
2025年2月20日 (木)	360,000	—	6,120	3,600
2025年2月21日 (金)	304,000	—	6,290	3,040
2025年2月25日 (火)	—	27,000	6,210	270

8. 計算書類

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【2,647,440】	【流動負債】	【11,349,767】
現金及び預金	263,913	1年内償還予定の社債	11,250,000
未収入金	4,806	未 払 金	29,085
前払費用	11,731	未 払 費 用	15,509
短期貸付金	22,149	未 払 法 人 税 等	19,198
関係会社立替金	28,438	預 り 金	6,317
預け金	2,322,129	そ の 他	29,656
その他の	22,487		
貸倒引当金	△28,217		
【固定資産】	【26,941,877】	【固定負債】	【1,958,090】
(有形固定資産)	(342)	繰延税金負債	1,958,090
工具器具備品	1,676		
減価償却累計額	△1,333		
(無形固定資産)	(76,730)	負債合計	13,307,858
その他の	76,730		
(投資その他の資産)	(26,864,803)	純資産の部	
ビットコイン	26,348,999	【株主資本】	【16,370,190】
投資有価証券	73,654	(資本金)	(0)
関係会社株式	1,000	(資本剰余金)	(12,598,344)
その他の関係会社有価証券	367,319	資本準備金	7,664,271
出資金	0	その他資本剰余金	4,934,073
長期貸付金	65,000	(利益剰余金)	(4,020,708)
長期未収入金	359,762	利益準備金	5,820
差入敷金保証金	13,829	その他利益剰余金	4,014,888
貸倒引当金	△364,762	繰越利益剰余金	4,014,888
【繰延資産】	【114,817】	(自己株式)	(△248,862)
株式交付費	114,817	【新株予約権】	【26,086】
資産合計	29,704,134	純資産合計	16,396,276
		負債・純資産合計	29,704,134

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額
売 上 高		715,943
売 上 総 利 益		715,943
販売費及び一般管理費		385,294
営 業 利 益		330,648
営 業 外 収 益		
ビ ッ ト コ イ ン 評 價 益	5,457,539	
そ の 他	199,856	5,657,396
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,602	
株 式 交 付 費 償 却	6,429	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	26	8,058
経 常 利 益		5,979,986
税 引 前 当 期 純 利 益		5,979,986
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,210	
法 人 等 調 整 額	1,958,090	1,959,300
当 期 純 利 益		4,020,685

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位 : 千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剩余金		利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金
2024年1月1日 残高	575,000	1,909,745	—	5,820 △1,401,249
事業年度中の変動額				
減資	△6,329,525			
欠損填补			△1,395,452	1,395,452
新株の発行	5,754,525	5,754,525	6,329,525	
当期純利益				4,020,685
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	△575,000	5,754,525	4,934,073	— 5,416,137
2024年12月31日 残高	0	7,664,271	4,934,073	5,820 4,014,888

(単位 : 千円)

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2024年1月1日 残高	△139,463	949,852	21,890	971,742
事業年度中の変動額				
減資		△6,329,525		△6,329,525
欠損填补		—		—
新株の発行		17,838,577		17,838,577
当期純利益		4,020,685		4,020,685
自己株式の取得	△109,399	△109,399		△109,399
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			4,196	4,196
事業年度中の変動額合計	△109,399	15,420,338	4,196	15,424,534
2024年12月31日 残高	△248,862	16,370,190	26,086	16,396,276

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
その他の関係会社有価 分配された損益について営業損益に計上するととも
証券 に同額をその他の関係会社有価証券に加減算することにより評価しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具備品 3～5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ビットコイントレジャリー事業

本事業においては、プットオプション取引を通じて収益を得ております。収益は、オプションプレミアムの受領時または契約条件に基づく適切な時点で計上いたします。一方、当該取引に関連する費用については、発生時に費用として認識いたします。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は3年間の定額法によって償却しております。

(追加情報)

従来は株式交付費を一時の財務基盤増強や運転資金の確保のための資金調達のための増資であったことから支出時に全額費用として処理しておりましたが、当連結会計年度より、定額法（3年）により償却しております。これは、当連結会計年度の株式交付においては、長期的な財務基盤の強化及びビットコインを実際に長期保有することを増資の目的としていることによるものであります。

【会計方針の変更に関する注記】

該当事項はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

(損益計算書)

前事業年度まで独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取利息」（当事業年度54千円）及び「為替差益」（当事業年度195,669千円）は、重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

【重要な会計上の見積りに関する注記】

重要性がないため、記載すべき事項はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 保証債務

第3回普通社債（保証付）はEVO FUNDに対して発行した社債であり、当社代表取締役社長であるサイモン・ゲロヴィッチによる保証が付されております。

本保証契約に基づき現在及び将来発生する社債権者の保証人に対する一切の金銭債権を担保するために、当社の完全子会社であるウェン東京株式会社が保有するホテルロイヤルオーク五反田の土地及び建物に、第一順位抵当権が設定されています。

2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	25,207千円
長期金銭債権	65,000千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引（収入分）	51,068千円
営業外取引（収入分）	7,759千円
営業外取引（支出分）	26千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 95,798株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	137, 658千円
投資有価証券評価損	54, 880千円
関係会社株式評価損	345千円
繰越欠損金	4, 221, 456千円
その他	55, 571千円
繰延税金資産小計	4, 469, 913千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△4, 221, 456千円
評価性引当額（その他）	△248, 457千円
繰延税金資産合計	一千円

(繰延税金負債)

ビットコイン評価益	1, 958, 090千円
繰延税金負債合計	1, 958, 090千円
繰延税金資産の純額	△1, 958, 090千円

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注)1	科目	期末残高(千円)
主要 株主 (注)2	EVO FUND	ケイマン 諸島	111.6 (百万USD)	投資業	(被所有) 直接 (ー) (注)2	—	社債の発行	12,250,000	1年内償還予定社債	11,250,000
							社債の償還	1,000,000		
							利息の支払い (注)1	1,602	—	—
							新株予約権の行使 (注)3、4	2,865,573	—	—

- (注) 1. 市場金利を勘案し、両者協議の上設定されています。
 2. なお、2024年4月22日付でその他の関係会社、2024年10月22日現付けで主要株主でありましたが、期末時点では全株式を売却しており議決権の所有割合は0.0%あります。しかしながら、新株予約権の付与及び行使の状況を鑑みて、当該関連当事者の種類に記載しております。
 3. 新株予約権の行使は、当社が発行した第9回新株予約権を1株につき20円の行使価額で引き受けたもの及び第11回新株予約権を1株につき555円の行使価額で引き受けたものであり、いずれも独立した第三者機関により算定された価額を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
 4. 第11回新株予約権について、当社が2024年10月16日付で引き取ったうえで4,915,487株を2024年10月21日付で新株予約権の譲渡を行っております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注)1	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 レッド・プラネット・ホテルズ・ ジャパン	東京都 港区	10,000 (千円)	ホテル 事業	(所有) 直接 100.0	経営管理	債権放棄 (注)1 (注)2	1,813,606	—	—

- (注) 1. 子会社の破産に伴い債権放棄を行ったものであります。これにより計上していた貸倒引当金は取り崩しております。
 2. 当該子会社は、会社清算により当期事業年末に連結の範囲から除外しております。

3. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円) (注) 1	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	サイモン・グロヴィッチ (GEROVICH SIMON)	(所有) 直接 3.9 間接 2.7	当社 代表取締役	新株予約権の行使 (注) 1	50,000	—	—
				新株予約権の行使 (注) 2	396,924	—	—
				債務保証 (注) 3	1,750,000	—	—
役員及びその近親者	阿部 好見	(所有) 直接 0.1	当社 取締役	新株予約権の行使 (注) 2	13,875	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	MMXXベンチャーズ・リミテッド (MMXX VENTURES LIMITED)	(所有) 直接 4.0	その他の 関係会社	新株予約権の行使 (注) 1	405,000	—	—
				新株予約権の行使 (注) 2	1,468,224	—	—
				資金の借入 (注) 5	1,000,000	—	—
				資金の返済 (注) 5	1,000,000	—	—

- (注) 1. 新株予約権の行使は、当社が発行した第9回新株予約権を1株につき20円の行使価額で引き受けたもので、独立した第三者機関により算定された価額を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
2. 新株予約権の行使は、当社が発行した第11回新株予約権を1株につき555円の行使価額で引き受けたもので、独立した第三者機関により算定された価額を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
3. EVO FUNDに対して発行した社債1,750,000,000円の個人保証
本社債に係る元金、利息、遅延損害金その他一切の債務の支払いにつき、社長による保証が付されています。本保証契約に基づき現在及び将来発生する社債権者の保証人に対する一切の金銭債権を担保するために、当社の完全子会社であるウェン東京株式会社が保有するホテルロイヤルオーク五反田の土地及び建物に、第一順位の抵当権が設定されています。
4. MMXX Ventures Limitedは、当事業年度の期首から2024年6月30日において、当社の議決権の13.02%を所有する主要株主がありました。
期末までに当社株式の一部を売却したため、期末日現在においては主要株主には該当しておりませんが、当社代表取締役サイモン・グロヴィッチ(GEROVICH SIMON)氏が議決権の過半数を間接的に保有しており役員及びその他近親者が議決権の過半数を所有している会社者として関連当事者に該当しております。
5. 市場金利を勘案し、両者協議の上決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	452円56銭
1株当たり当期純利益	205円25銭
株式調整後1株当たり当期純利益	169円87銭

(注) 当社は、2024年8月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

【重要な後発事象】

連結計算書類の「注記事項【重要な後発事象】」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 監査報告書 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月27日

株式会社メタプラネット
取締役会御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指定社員 公認会計士 西岡 朋晃
業務執行社員

指定社員 公認会計士 内海 慎太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メタプラネットの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタプラネット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項「重要な後発事象（第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結）」に記載されているとおり、会社は2025年1月28日開催の取締役会決議において、EVO FUNDを割当予定先とする第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として割当予定先との新株予約権買取契約の締結を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家との判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び開示する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月27日

株式会社メタプラネット
取締役会御中

監査法人やまぶき
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 内 海 慎 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メタプラネットの2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項「重要な後発事象（第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結）」に記載されているとおり、会社は2025年1月28日開催の取締役会決議において、EVO FUNDを割当予定先とする第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として割当予定先との新株予約権買取契約の締結を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通説し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

<p>計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任</p> <p>経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。</p> <p>監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。</p> <p>計算書類等の監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び開示する注記事項の妥当性を評価する。 ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 <p>監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。</p> <p>利害関係</p> <p>会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>	<p>以 上</p>
--	------------

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31までの第25期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の遂行執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように監査の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- #### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- #### (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

株式会社メタプラネット 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 高桑 昌也㊞
社外監査役 大橋 俊明㊞
社外監査役 保田 志穂㊞

以上